

## 文学講座

# 『源氏物語・宇治十帖の世界』を原文で読む 受講生募集

開催日時 ○1日目 9月9日(土)14時～ ○2日目 9月16日(土)14時～

開催場所 滝野公民館

講師 元 賢明女子学院短期大学教授・文学博士 森本 穂さん

申込方法

申込書に必要事項を記入のうえ、持参・郵送・ファックスまたは電子メールで滝野公民館までお申し込みください。申込書は、市立の3公民館と生涯学習課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。なお、持参しての申し込みに関し、生涯学習課と社公民館・東条公民館でもお受けします。

申込期限 8月25日(金)

申し込み・問い合わせ

〒679-0292 加東市下滝野1369

教育委員会生涯学習課(滝野公民館)

☎48-3073 FAX 48-3222 電子メール kominkan-takino@city.kato.lg.jp



## 乾杯まつり2017同日開催

# 『東条山田錦の里探訪ウォーク』 参加者募集!

加東市の特産品である酒造好適米『山田錦』がどのような気候風土で作られているかを、歩いて体感してみませんか。山田錦を使った巻き寿司の無料サービス、お楽しみ抽選会など楽しい催しもあります。

また、ゴール地点は加東市『山田錦』乾杯まつり2017の会場で、ウォークの後に名酒を試飲したり、購入したりできます。

探訪ウォークと乾杯まつりで、山田錦づくしの日をお楽しみください。



日時 9月24日(日) 9時～14時

場所 東条公民館集合

行程 東条公民館から乾杯まつり会場(社中央公園ステラパーク)まで・約11km

※乾杯まつり会場から東条公民館までは、シャトルバスを運行します。

定員 300人(申込順)

参加費 800円 ※中学生以下無料

(中学生以下は、保護者同伴の場合のみ参加可能です)

申込方法

任意の用紙に住所・氏名・年齢・電話番号を記入のうえ、持参またはファックスで農林課までお申し込みください。電話での申し込みもお受けいたします。

申込期間 8月7日(月)～9月4日(月)

申し込み・問い合わせ 東条山田錦フェスタ実行委員会事務局(庁舎3階・農林課内) ☎43-0518 FAX43-0552



# 8月は『人権文化をすすめる市民運動』の 推進強調月間です

加東市では、すべての人々が人権尊重の精神を『あたりまえ』の社会意識として身につけ、人権を基本とした人間関係が根付く『共生社会と人権文化の創造』を目指しています。

兵庫県では、8月を人権文化をすすめる県民運動の推進強調月間と定めており、各種の啓発事業を展開します。加東市においても、兵庫県の運動趣旨に賛同し、人権文化をすすめる市民運動の推進強調月間として、啓発活動を強化します。

## 【推進強調月間に実施する事業】

### 人権ポスター・標語の展示と表彰

市内の小・中学生が作成した人権に関するポスター・標語を展示します。また、ポスター・標語のそれぞれから、優秀賞5点・入賞15点を選定し、表彰します。

### 第2回市民人権講座の開講

日時 8月19日(土) 13時30分～

場所 東条文化会館

講師

日本LGBT協会代表理事 清水展人さん

演題

『性別違和を乗り越えて、  
自分らしく生きる  
～側にいる  
性的マイノリティ～』



清水展人さん

●申込不要で、どなたでも無料で参加いただけます。

●無料託児を実施します。託児を希望する方は、8月7日(月)までに人権教育課へお申し込みください。

### 人権ジュニアリーダー学級の開催

市内の中学生を対象とした、人権について、様々な事柄を学べる学級です。少年時代から豊かな人権感覚を養うことで、将来の人権のリーダーとして活躍する人を育成します。



昨年の様子

昨年は、障害者スポーツ『ブラインドサッカー』の体験を通じ、人を信じられることの喜びや、人の温かさを学びました。

今年は、人が他の生物を食べて生きていることを考えるドキュメンタリー映画『命をいただき、いのちは生きる』の鑑賞と出演者による講演会、大阪府堺市にある人権歴史館の見学を通じて、多面的に人権を学びます。

### 街頭啓発

市内の商業施設で啓発活動を実施するほか、市内公共施設等にのぼり旗を設置します。

## 差別は許さない! 人権侵犯事案は発見次第対応しています!

今年6月、インターネット上で、部落差別を助長する書き込みを発見したため、加東市からサイトを運営する会社と法務局へ削除を要請しました。

加東市は、あらゆる差別のない社会の実現のため、インターネット上をはじめとした様々な人権侵犯事案への対応を強化するとともに、今後の人権教育・啓発のあり方について、関係機関とさらなる協議を進めます。

### 【部落差別の解消の推進に関する法律】

平成28年12月に『部落差別の解消の推進に関する法律』が施行されました。この法律は、インターネット上での差別的な書き込みなど、今もなお存在する部落差別を解消するためのものです。

同法については、市ホームページに詳しく掲載しています。ぜひご覧ください。

問い合わせ 教育委員会人権教育課(庁舎4階) ☎43-0544